

平成28年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

平成28年9月13日（火曜日）午前10時0分開会

※開議宣告

日程第1 第58号議案から第64号議案まで及び報
第5号から報第7号まで

質疑

委員会付託

〔ただし、第63号議案及び第64号議案
並びに報第5号から報第7号までを除く。〕

日程第2 決算審査特別委員会の設置及び委員選
任

委員会付託

〔第63号議案及び第64号議案〕

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（17名）

- | | | | | |
|------|-----|-----|---|---|
| 1 番 | 安 達 | か | ず | み |
| 2 番 | 中 尾 | 勉 | | |
| 3 番 | 黒 田 | 健 一 | | |
| 4 番 | 甲 斐 | 明 美 | | |
| 5 番 | 井ノ口 | 憲 治 | | |
| 6 番 | 阿 部 | 輝 之 | | |
| 7 番 | 土 谷 | 信 也 | | |
| 8 番 | 近 藤 | 紀 男 | | |
| 9 番 | 成 重 | 博 文 | | |
| 10 番 | 安 達 | 隆 | | |
| 11 番 | 松 本 | 博 彰 | | |
| 12 番 | 河 野 | 徳 久 | | |
| 13 番 | 安 東 | 正 洋 | | |
| 14 番 | 北 崎 | 安 行 | | |
| 16 番 | 山 本 | 博 文 | | |
| 17 番 | 菅 | 健 雄 | | |
| 18 番 | 大 石 | 忠 昭 | | |

○欠席議員（1名）

- 15 番 河 野 正 春

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	水 江 和 徳
主幹兼庶務係長	次 郎 丸 浩 一

議 事 係 長

板 井 保 明

主 任

小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
市参事兼市民課長	山 田 真 一
総 務 課 長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	飯 沼 憲 一
企 画 情 報 課 長	藤 重 深 雪
地 域 活 力 創 造 課 長	川 口 達 也
税 務 課 長	近 藤 幸 一
保 険 年 金 課 長	丸 山 野 幸 政
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	安 田 祐 一
ウ ェ ル ネ ス 推 進 課 長	伊 南 富 士 子
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	清 水 栄 二
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農 業 ブ ラ ン ド 推 進 課 長	吉 止 勝 幸
耕 地 林 業 課 長	都 甲 賢 治
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	大 力 雅 昭
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	尾 形 稔
地 域 総 務 二 課 長 兼 水 産 ・ 地 域 産 業 課 長	
	宗 直 長
消 防 長	榎 本 久 光
総 務 課 人 事 給 与 係 長	伊 藤 昭 弘
総 務 課 総 務 法 規 防 災 係 長 兼 秘 書 係 長	
	近 藤 毅
教 育 委 員 会	
教 育 長	河 野 潔
教 育 庁 総 務 課 長 兼 地 域 総 務 一 課 長	
	安 藤 隆 治
教 育 庁 学 校 教 育 課 長	小 川 匡
教 育 庁 文 化 財 室 長	板 井 浩

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、第58号議案から第64号議案まで及び報
第5号から報第7号までを一括議題といたします。
初めに、議員各位にお知らせをします。

9月13日

質疑及び質問に関連して、4番、甲斐明美君、5番、井ノ口憲治君及び18番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により、4番、甲斐明美君の発言を許します。

4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) おはようございます。4番、日本共産党の甲斐明美です。台風による東北、北海道地方の災害で亡くなられた方に哀悼の意と、災害に遭われた方にお見舞い申し上げます。

そして、北朝鮮の核実験に抗議し、質疑に入ります。

第58号議案について。

1、総務広報管理費について。ア、今回の事業費279万2,000円の詳しい内容と内訳、イ、SNS等の活用について教えてください。

2、予防接種事業費162万円について。ア、B型肝炎ワクチンの定期予防接種の想定される対象者数、年齢、費用(公費または自費)、イ、副作用などの不安になるものはありますか。

3、中山間地域等担い手収益力向上支援事業費150万円について。ア、水田から畑地に転換した担い手に対しての助成ということですが、どのような作物を対象にしているのですか。イ、本市での対象地域、対象者は。ウ、この支援事業を受けてから何年間経営することなどの条件はありますか。

よろしくお願いたします。

○議長(安達 隆君) 企画情報課長、藤重深雪君。

○企画情報課長(藤重深雪君) 第58号議案の内、総務広報管理費のご質疑にお答えをいたします。

豊後高田市の魅力をしっかりと発信していくために、3つの事業費といたしまして279万2,000円を計上させていただいております。その事業の内容と事業費の内訳をご説明申し上げます。

恋叶ロードを走る路線バスと、バス停標示板を活用したプロモーション事業費173万8,000円、豊後高田市オリジナルラインスタンプの制作など、インターネットを使って人と人をつなぎ、コミュニケーションを楽しむためのサービスでありますソーシャルワーキングサービス、SNSを活用した情報発信事業費36万6,000円、市民の皆様にご協力をいただくPR用年賀状制作事業費、68万8,000円でございます。

○議長(安達 隆君) ウェルネス推進課長、伊南

富士子君。

○ウェルネス推進課長(伊南富士子君) 私のほうから、第58号議案の予防接種事業費についてのご質疑にお答えいたします。B型肝炎ワクチンの定期予防接種は、平成28年10月1日から開始されることになりましたが、対象者は平成28年4月1日以降に生まれたゼロ歳のお子さんで、合計3回接種することとなっております。

当市の対象者は134名で、今年度の接種としましては294回分を試算しております。

接種費用につきましては市が全額負担をし、保護者の負担はありません。1回の接種費用は約5,500円でございます。

ワクチンの接種による副反応ですが、1割弱のお子さんに見られ、症状としては、倦怠感、注射部位の痛み、発熱等が報告されております。

皆さん方には乳児健康診査の時に、体調のよいき計画的に接種いただくようにご説明をしております。

○議長(安達 隆君) 農業ブランド推進課長、吉止勝幸君。

○農業ブランド推進課長(吉止勝幸君) それでは、第58号議案中山間地域等担い手収益力向上支援事業についてのご質疑にお答えいたします。

この事業は、国のTPP関連予算として平成27年度補正で整理したもので、中山間地域等において新たに借り受けする農地、または既存の経営農地において収益力の高い作物を導入するなど、収益力の向上を目指す担い手に対して10アール当たり5万円以内を支援するものです。

対象品目は特に定められておりませんが、麦、大豆、飼料用米等、経営所得安定対策の対象となっている品目は除外されております。

また、対象地域は市内全域で、対象者は認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランの中心的経営体等と定められております。

この事業では、事業実施後から何年間経営しなければならないといったような条件は特に定められておりませんが、3年間で取り組み面積当たりの販売額10パーセント以上の向上が見込まれることが要件となっております。

本年度、本市においては、水田の畑地化とあわせて、水稻から主要ネギへ転換する約3ヘクタールの対象者に対して当事業を活用したいと考えているところです。

水田の畑地化や高収益品目の導入については、本市の農業振興を図る上で重要な課題でありますので、今後とも野菜や花きなど、高収益品目へ転換する対象者を中心に当事業を積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1番の総務広報管理費のことですけれども、フェイスブック等を見ましたら、県内で初めての新しい事業ということで、バス会社と一緒に提携して、これからということで、まだ事業効果としてはわかりませんが、高田の市民の役に立つように進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 企画情報課長、藤重深雪君。

○企画情報課長（藤重深雪君） 今回の事業によりまして、いろんな多くの方に情報発信をしてみたいというふうに思っております。

特に今回、大分交通株式会社さんと協定をさせていただきましたので、120年の歴史とノウハウを持っております会社でございますので、しっかりと内容を話し合いながら、事業実施に向けて交流人口の増加につながるように取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） ぜひ、この事業を大成功にさせていただきたいと思っております。

ラインといいますか、SNSを利用したものとか、恋叶ロード等で高田を有名にさせていただいたり、それから、年賀状に、市民の皆さんで、年賀状を使って、多分高田のいいこと、いいことという言い方はおかしいんですけど、高田の有名なところとか、これから有名にしていきたいところなどを印刷したものとか、また、高田市民の意見を書いた年賀状を発送をするということで、ぜひいいものをお願いします。

私も高田のフェイスブックを見ますと、いろいろなことを発信しております。それに対して、意見、感想とかもありまして、楽しく読ませてもらっております。

私も一応フェイスブックをし始めてはいますが、私の誕生日を知っている方から「おめでとう」と何人からも言われて、フェイスブックのおかげだということを思いました。

本市の宣伝のために、SNSで、SNSとって

もいっぱいあるみたいですけど、情報の共有と発信が充実されることを願います。

次に、予防接種事業費162万円のことですけれども、B型肝炎ワクチンが定期予防接種になります、10月1日から。このB型肝炎ワクチンの必要性といますか、生まれて2カ月から1年以内にする理由を教えてくださいたいと思います。

そしてまた、この時期にずれた子ども、1歳、2歳、3歳、それ以上の子どもさんたちはどのようにしたらよいのか教えてください。

○議長（安達 隆君） ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長（伊南富士子君） お答えします。

B型肝炎は、概ね3歳児までに免疫というか、ワクチンを接種しないと、その効力がないと言われておりまして、特にゼロ歳児にすることが望ましいと言われております。そういったことから、国のほうがゼロ歳児にするということで定期接種化されていると調べております。

それから、もう1点のそれ以外の方ということで、今回の定期接種がゼロ歳児ということになりますので、10月から開始するというに当たりまして、私どもも全力でその対象の方々に、この期間にお受けになるようにということでまずはお勧めをしているところでございまして、その方々を対象にということで考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） わかりました。ゼロ歳児に予防接種をすると、とても効果があるということで、それから進めていくということです。

私も3人の子どもを育てる過程で働いていたので、予防接種に連れていくのも大変でした。

予防接種は健康を守るためにぜひしておきたいものですが、子どもの時期にしておかなければならないものが12種類あります。1つの予防接種でも、1回で終わるものはBCGとインフルエンザワクチンだけです。ほかのもの10種類は2回から4回しなければ終了しません。

子どもの体調のよいときに、予防接種の時期を考えながら連れていかなければなりません。本当に親は大変です。子どもが数人いれば抜けやすいこともあります。実際、私も1つ抜けておりました。大人になって、東京ではしかにかかり大変なことになっ

9月13日

た記憶があります。

ぜひ、市の担当者の方々も、子どもがスムーズに予防接種を終了できるように、周りの人たち、特に職場の方たち、また、ご主人とか家族にも理解をしてもらえるように啓蒙をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長（伊南富士子君） このB型肝炎につきましては10月から開始されますので、いろんな形で啓蒙をすることにしておりますし、ゼロ歳児ということがありますので、本市では乳幼児健診、特に4カ月児、8カ月児健診としておりますので、その場で一人一人に対象者の方が受け漏れのないようにご説明をするということを今徹底をしております。それを9月から開始をさせていただいております。

ほかの予防接種についても同様に確認と接種勧奨をしているところでございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） ありがとうございます。ぜひとも予防接種を全員がしっかり受けられるようにお願いいたします。

3の中山間地域等担い手収益力向上支援事業についてです。

農業の担い手を支援する事業だと思います。ぜひ、高田の地権者も含めて、農業者を守り育てるようにお願いしたいと思います。

今後しばらくこの事業が続くということなので、たくさんの方に周知して、利用できるようお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

これで、私の議案質疑を終わります。

○議長（安達 隆君） 議案質疑を続けます。

1番、安達かずみ君の発言を許します。

○1番（安達かずみ君） 1番、安達かずみです。このたび台風10号による災害で亡くなられた方々に哀悼の意をささげますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、質疑に入らせていただきます。

第58号議案のB型肝炎ワクチン定期接種についてお尋ねします。

公明党が2013年の参院選重点政策で、B型肝炎ワクチンの定期接種化を主張し、政府に要望をしておりましたが、本年10月から1歳未満の乳児に対し定期接種が決まり、大変喜んでおります。

まず、お尋ねしたいのは、対象者に対する周知ですが、今の甲斐議員の答弁で、乳児健診などで告知ということをお伺いしましたけれども、そのほかに何か周知に対しての対応というのをされるのか教えてください。

○議長（安達 隆君） ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長（伊南富士子君） 第58号議案のB型肝炎ワクチンの定期接種についてのご質疑にお答えします。

周知に関しましてですが、8月下旬に把握している対象のお子さん全員のご家庭に、郵送による個別通知をさせていただきました。また、市報やホームページ、それから、子育てサイト、子育て支援アプリ、そして、ケーブルテレビや出生届の時に資料を配付するという事などにより、広くお知らせをすることしております。

今後は、先程も申しました花いろで実施しております乳児健康診査の時に毎回、個別に保健師から接種の確認と勧奨をしまっていることしております。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 再質疑をさせていただきます。

次に、心配なのは、10月から開始ということであれば、4月生まれ、また、5月生まれの方は、3月、年度末までに3回受けるためには、半年の間ぐらいにすませなくてはなりません。

小さなお子さんが、ちょうどその日に熱が出たとか、体調が悪いなどということはよくあることなので、その半年の間に3回の接種ができないということもあるのではないかと思います。そういった場合の3回できなかった人に対する配慮みたいなものがあるのであれば教えていただきたいのですが、よろしく願いします。

○議長（安達 隆君） ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長（伊南富士子君） 3回の接種を期間内に受けられない場合の対応についてというご質疑でございます。

この予防接種は、今言われましたとおり3回目を終了するまでに五、六カ月かかります。特にことし4月、5月生まれのお子さんは、1歳のお誕生日までに接種を終えるためには、10月に入ってからすぐ第1回目の接種を終えていただく必要があります。

そこで、先程も申しましたが、その対象の方には

9月の4カ月児健康診査において、一人一人に保健師が全員の方にご説明をしまいましたが、今後もその取り組みを徹底するということと、あと、経過を追って、ほかの予防注射との兼ね合いもありますが、これをゼロ歳児まで終えられるように、必要な方には接種勧奨をしながら担当の医師とともにフォローをしまっているつもりでございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 再々質疑をさせていただきます。

B型肝炎が3歳未満で感染すると、90パーセントがキャリア化し、一生、肝硬変や肝がんの不安に付きまわることになります。

一方、B型肝炎ワクチンを乳児に接種すると95パーセント以上で抗体ができ、効果は20年以上続き、安全性も高いということです。そのための今回は定期接種化が決まったわけです。

対象が、残念なことに3歳未満ではなく、ゼロ歳児に限られています。本市では、3歳未満、1歳児と2歳児だと大体280名ほどの人数になります。1歳児、2歳児の助成枠を拡大していただくということはどうでしょうか。

○議長（安達 隆君） ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長（伊南富士子君） 3歳児まで助成枠を拡充できないかということについてでございますが、この予防接種はことしから初めて実施する制度でありますので、3歳児までの拡充は考えておりません。

まずは、国が定期接種対象としているお子さんに確実に接種していただくということが重要でございますので、そのことに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） ありがとうございます。

質疑を終わります。

○議長（安達 隆君） 議案質疑を続けます。

2番、中尾 勉君。

○2番（中尾 勉君） 皆さん、おはようございます。議席番号2番、新政会、中尾 勉でございます。

8月30日、東北地方及び北海道を襲った台風10号による豪雨災害で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意をささげますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

通告に基づきまして議案質疑をさせていただきます。

第61号議案と第62号議案は関連がありますので、一括して質疑をさせていただきます。

老人憩の家は、老人に対し教養の向上、レクリエーション及び相互親睦の場を与えることにより、老人福祉の増進を図るため、老人憩の家、老人軽作業所、ふれあいの館として、県・市・地元の負担により建設を行い、市内の自治会には21施設が建設をされているというふうにお聞きをいたしております。

私の地元檜林地区にも老人憩の家があり、健康づくり教室や夏休み期間中の子ども会と地域の方々のラジオ体操、サロン活動、健康診断等、幅広く地域の皆さんの集会所として活用をいたしております。

また、災害時には避難所として利用することから、地域にはなくてはならない施設となっております。

そこで、質疑でございます。

まず、今回の条例を廃止するに至った経緯と、その理由をお聞かせください。

今回、4施設について無償譲渡の議案が提出をされていますが、地元との協議状況と、今後のスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

また、その他の自治会等にある施設はどうなっているのかをお聞かせください。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） それでは、61号議案及び62号議案についてのご質疑にお答えします。

まず、老人憩の家等を廃止するに至った経緯についてお答えします。

議員ご案内のように、老人憩の家等は、高齢者の教養の向上、レクリエーション及び相互親睦の場を提供し、老人福祉の向上を図るため、県の補助金を活用し、地元のご負担もいただきながら建設を行っております。

建設後は、自治会等と管理委託契約を締結し、利用をいただいております。

その利用に当たりましては、利用対象者や利用時間、休館日や利用申請等について規定をされておりますが、現在の利用状況を見ますと、本来の利用対象者である老人クラブなどの高齢者の活動に加え、自治会の集会所としてなど幅広く利用されている状況であります。

また、市では社協と一緒にあって、地域コミュニティの活性化や、高齢者の閉じこもり防止のため、各自治会に地域サロンを立ち上げ、地域住民との交

流や、健康づくりのための運動教室など、地域の要望に合わせたいろいろな取り組みを行っております。

そのようなことから、老人クラブなどの高齢者のための利用や、地域サロンの活動に積極的に利用させていただきたいと考えておりますし、現状の利用状況にあわせて自治会の集会所としての活用など、幅広い年齢層に地域の実情に合った柔軟な活用をしていただくため、今回条例を廃止するものであります。

次に、4施設の無償譲渡についてのご質疑にお答えします。

建設に当たっては、地元自治会等もご負担もいただいていることから、本来は他の自治会にある集会所と同様に、地元の所有とすることが一番であったと思いますが、建設補助金の趣旨からこれまで市の所有となっておりますので、補助金等の制約はなくなりましたことから、今回より柔軟な活用を図るため、自治会等で合意を得られました施設について譲渡するものでございます。

また、今後も長く地域の集会所として活用していただくため、老朽化している箇所を、補助金を活用して修繕をしていただくこととしております。

地元との協議につきましては、自治会等にはすでにご説明を差し上げております。また、譲渡に際しましては、地縁団体を設立していただくことが必要となりますので、すでに自治会内で地縁団体の設立及び無償譲渡の合意を得られた4施設について、今回提案をさせていただいているものであります。

今後は、議会の議決をいただければ、地縁団体の設立が完了した自治会から順次無償譲渡の契約を行い、本年度内に補助金を活用して修繕等を行っていただく計画となっております。

また、その他の老人憩の家等につきましても同様に引き続きご協議をいただき、合意を得られた施設につきましては順次譲渡をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 2番、中尾 勉君。

○2番（中尾 勉君） それでは、再質疑をさせていただきます。

先程ご答弁をいただいたように、建設後は自治会等、管理委託を締結をし、維持管理については、これまで自治会が実施してきた経過があります。

古い施設で建設後38年を経過をする施設もあるというふうにお聞きをいたしております。私の地区の檜林の老人憩の家も22年を経過をし、外壁の老朽化

しているなど、修繕する箇所も非常にふえてきております。

今回の譲渡にあわせて改修のための補助金をいただけるということにつきましては、非常にありがたいというふうに思っております。

今回の無償譲渡の前と後では、どのような影響があるのか。例えば、自治会の所有となれば、固定資産税がかかってくるなど、譲渡を受けた自治会等の負担が大きくなることはないのでしょうか。また、その改修にかかる補助金の具体的な内容をお聞かせください。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） それでは、再質疑にお答えします。

移譲後の負担増についてですけれども、議員ご案内のように自治会等の所有となることから、固定資産税が付加されることとなります。

しかしながら、無償譲渡を受けていただく団体は、自治会で組織する地縁団体となりますので、申請をしていただく必要はございませんけれども、全額免除とさせていただきます。

また、建物にかかる火災保険などは、現在、市の施設は全部加入しておりますので、移譲後は加入していただく必要がございます。

維持管理にかかる経費につきましては、議員ご案内のように建設当初より管理委託契約を締結させていただき、ご負担をさせていただいておりますし、修繕等についても同様に実施させていただいておりますので、これまでと変わらないと思っております。

改修にかかる補助金につきましては、屋根がえ等の施設の構造部分に係る改修を対象としており、上限額200万円で、自治会等の負担はございません。

今後も長く地域の集会所としてご活用いただくためにも、譲渡に伴いましてこの補助金を有効にご活用いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 2番、中尾 勉君。

○2番（中尾 勉君） 再々質疑を行います。

今回、老人憩の家等については、無償譲渡を受け、補助金を活用し修繕を行うことが可能となりますが、移譲後は、他の自治会にもありますような地区の集会所として管理を行っていくこととなるわけですが、自治会の高齢化、世帯数の減少等、将来には大変不安が残ります。

また、修繕等の問題が今後発生すると思っております。

そういった場合、何か助成があるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長(安達 隆君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) 再々質疑にお答えします。

議員ご案内のように、老人の家等以外にも各自治会には非常に多くの地区の集会所があり、所有、維持管理等も全て自治会で行っておるところでございます。

そのような施設の老朽化等の問題につきましては、自治会の将来の負担や他市の状況も踏まえ、現在、関係課で検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 2番、中尾 勉君。

○2番(中尾 勉君) 以上で、質疑を終わります。

○議長(安達 隆君) 議案質疑を続けます。

18番、大石忠昭君の発言を許します。

18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 日本共産党の大石忠昭であります。最初に、このたび東北や北海道地方での台風による豪雨災害におきまして亡くなられた方々に対しまして、心から哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆さん方に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

さて、北朝鮮はこのたび5回目の核実験を強行しました。この間繰り返された弾道ミサイル発射とともに、世界の平和と安全にとっての重大な脅威でありました北朝鮮の核ミサイル開発の放棄を求めた国連安保理決議や六カ国共同声明などに違反する暴挙であり、断じて許すことはできません。

私は、厳しく抗議をして、議案質疑に入りたいと思います。

最初は、第58号議案、補正予算の議案なんですけれども、今回の補正額は4,864万円で、これまでになく少ない額でありますけれども、その内の公共土木の災害復旧工事の工事請負費が2,150万円提案されておりますので、そのことに限って質疑をいたします。

ことは幸いにして今のところは大きな台風被害もないわけなんですけれども、今後いつどういう災害が起こるかわかりません。災害に備えることも大事ですけれども、同時に、災害が起こった場合には住民の安全安心、そして、暮らせるようにしていくためには、災害復旧工事はなるべく早く実施し、完了されることが求められると思います。

それで、今回は5件の災害復旧工事なんですけれども、このたび豊後高田市では中小企業振興条例が制定されました。よって、今回の5件の工事につきましても、この立場から何とか地元業者優先、原材料費購入などについても地元業者優先で工事を実施していただきたいと思いますが、この5件の災害工事に対する市の対応について説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長(安達 隆君) 建設課長、永松史年君。

○建設課長(永松史年君) 第58号議案の公共土木施設の災害復旧工事についてのご質疑にお答えします。

災害復旧工事費につきましては、6月の梅雨前線豪雨により被害を受けました道路3件と河川2件の計5件について、被災した土木施設の復旧工事を行うものです。

災害の復旧や初動活動については、市の防災対策を考える上で地元事業者は非常に重要な役割を担っていると考えておりますので、発注についても中小企業振興基本条例も踏まえ、これまでと同様に地元事業者をお願いしたいと考えております。

また、施工時期につきましては、災害により地元の方にも大変ご迷惑をおかけしておりますので、本定例会においてご承認いただきましたら速やかに発注を行い、早期完成に努めてまいりたいと考えております。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 再質疑をいたします。

今の答弁で、地元業者優先、あるいは早期完成はわかったんですけども、私が質疑したいのは、市の中小企業振興条例が施行されておりますので、この工事に対する原材料についても地元中小事業者から購入するよう市のほうで指導をしてもらいたい、条件をつけてもらいたいと思いますが、どうなんでしょうか。

そして、地元業者優先と言われましたけれども、今回、公共工事が非常に少ない状況になっています。それだけに、多いときだったら、災害箇所2カ所、3カ所を1つの業者として、いわゆる発注するときには1つの事業として発注する方法をとってきたと思うんですけども、これだけ公共工事が少ないので、5カ所あれば5カ所ともそれぞれ発注というのが、せめてそうすれば5つの業者と契約できると思いますので。

よって、聞きたいのは、合わせて2,150万なんですけれども、いろいろ業者のランクづけがありまして、この種の5つの工事名でいきますと何クラスの業者なのか、そうすると、1つの工事について指名競争入札で何社が指名をする予定なのかも明らかにして、なるべく広く地元業者と契約してもらって、立派な仕事をしてもらいたいと思いますので、もう一度聞きます。

○議長（安達 隆君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、大石議員の再質疑にお答えいたします。

まず、工事で使用する原材料についてですが、これまでも工事の際、地元のほうから材料をとっていただくようお願いしておりますので、引き続き市内から材料を調達していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

それから、発注の件につきましてですが、発注につきましては、現在設計をしております。これから指名と、そういった関係になりますので、検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 正式には設計単価によって決まるんですけども、今回2,150万という予算が提案された以上、概算で1カ所幾らというのが、概算した結果の合計の2,150万になったと思うんです。そうすると、B級なのか、C級なのか、D級なのかというのは誰が考えてもわかることでしょ。だから、どの工事が幾ら幾らという単価を聞いているんじゃないんです。

全部C級でいくのか、D級でいくのか、あるいはひとつB級くらいのクラスがある方はないです、それをどうなのかということ、これは説明できるでしょ。それで、これくらいの工事だったら5社なのか、7社なのか、いわゆる姉妹業者が何社か、これを市民の前に明らかにできるでしょ。

副市長が指名委員会の委員長をしているけど、これは答弁できるでしょうか、さしてください。

○議長（安達 隆君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） 工事費の概要ですが、これについてはほとんど600万以下ぐらいの金額であります。ただ、これは正式にうちのほうが積算したわけではございません。まだ今、現在、正式な積算をしておりますので、はっきりしたことは、申し訳ございません。

それで、発注については先程申し上げましたように、地区の状況とか、そういったものを踏まえながらこれから検討をしてみたいと思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） では、次に行きます。

第59号議案です。市の企業誘致促進条例を制定する議案です。

これは、市内において工場を新設する、あるいは増設するなど、設備投資をしたことに対して奨励金を交付すると、企業の活動を促進して産業振興、それから雇用の拡大を図るためにということなんですけれども、昨今の経済状況を見ますと、企業誘致というのがなかなか厳しい状況があって、私も議会で何度も問題にしました。

例えば、永松市長の任期があと1年の議会でも、あと1年だから、あと4区画残っているけれども1区画でも、1企業でも新規の企業誘致をしたらどうかという議論をしたことがあります。なかなか市長が、何としてもやろうというような決意表明まで至りませんでした。これは、市が奨励金を出すか出さないかの問題だけではないと思うんです。日本の経済状況が大きな問題があると思うんです。

よって、私が聞きたいのは、今あなた方が、これは杵築でも国東でも、宇佐でも中津でもつくっておりますけれども、どこでも新しい企業誘致については苦慮をしているんです。

よって、今の判断で、豊後高田でこういう制度をつかったことによって、何とか企業誘致ができる、あるいは既存の企業が増設できると、雇用拡大につながっていくというように、現状を見たときに何社ぐらいが新設、あるいは何社ぐらいが増設、雇用の拡大という点が可能かなど。

これは思ってみても、思ったとおりにならないことがある、あるいは思った以上のことができることもありますけれども、今のこの条例を出す段階、また、補助金の予算は出しておりません。条例だけが出ていますけれども、この現時点において市長は、どれぐらいこの条例を制定することによって、今まで違って新たに企業誘致ができる、新たに増設ができる、新たに新規雇用ができるというように考えて出したのかということを知りたいんです。

それから、2つ目は、いろいろ奨励金の中で、中身は5種類あるんですけども、その一つが雇用促進のことで、3人以上雇用をして、1人30万出すとい

うことなんですけれども、これは県下では20万のところもあります。出してないところもあります。30万のところもありますけれども、高田の場合30万という提起がありました。

よって、何が聞きたいかと、これだけ全国で働く人たちが非正規の状況、派遣、本当に安い賃金で働かされている、これは大きな社会問題になっています。だから、雇用、1人雇ったら30万出すということになると、やはり原則100パーセント正規雇用、そして地元の雇用、これに限るといのように条件をつけるべき、明確にすべきだと思いますけれども、その点雇用基準について市長はどう考えるのか、市民にわかるように説明してください。

3つ目は、中津がこの条例制定するときの議会議論を聞いてみましたが、これだけ出す以上はもとがとれるのかと、交付金を大分合同新聞では、3年間で最高1億円出すというから、市民の反応は大きいんです。1つの企業に1億円も出すのかと、よう市に金があるなど、この財源はどうするのか、これは国からの金じゃなくて、全部市民の税金です。

よって関心があるんですけども、中津の答弁を聞いておりましたら、固定資産税や市民税などで何年あったら取り戻せるんだというような答弁を部長がしておりました。私はなかなかそれが理解ができないんですけども、高田においては、この一般財源でこの奨励金というのは全て市民の税金で払うわけなんですけども、それを取り戻すということはどういう目処を、試算をされているのか、あったら市民の前に明らかにしてください。

以上です。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 第59号議案についてのご質疑にお答えいたします。

近年、全国的に自動車関連企業の設備投資が活発化している状況の中、本市におきましても大分北部中核工業団地を中心に自動車関連企業の工場増設が相次いでおります。

大分北部中核工業団地につきましては、以前は独立行政法人中小企業基盤整備機構と大分県の所有ということで、中小企業基盤整備機構の誘致支援もありまして、市を含めて3社が連携して企業誘致に努めていたところでございます。

現在は、大分県と県土地開発公社の所有となりまして、誘致体制も他市と同様の状況となりました。

また、お問い合わせのあった企業さんから、他市

と同様の支援要望もありまして、今後企業誘致を進めていく上で、他市と同等の優遇制度が必要であるという状況になったため、今回議案として提出させていただいたものでございます。

助成の対象となる企業数でございますが、新設、移設等のお問い合わせをいただいているところでありますので、対象となる企業はあるものと考えております。

次に、指定事業者の従業員の雇用基準についてでございますが、正規社員であって市内に住所を有する者を新規雇用従業員としております。

次に、固定資産税等の影響額についてでございますが、工場の新增設及び設備投資の内容で税収が異なりますが、土地建物の固定資産や機械設備等の償却資産の増加による固定資産税の増額や、従業員の増加による市民税の増加も見込まれます。

よって企業の新增設を支援することが、市民の雇用の場の創出及び定住人口の増加につながるとともに、企業や従業員の市内消費の拡大など、波及効果による地域経済の活性化に大いに寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 今の答弁では、対象見込みについては、何件か問い合わせがっているから対象者はあるのではないかというぐらいの答弁なんです。

よって、科学的に言いますと、今実際に大きな公費を費やして工業団地をつくって、また、いわゆる企業誘致の可能性のある工業用地面積、何区画で何平米あるかというのを説明してもらいたい。

それから、もう一つは、今の答弁の中に、問い合わせがあったというんだけど、それは何か中核工業団地かなと思うような答弁だったんです。わざわざ市の中小企業振興条例もつくりましたし、今回の奨励金というのは対象の幅が広い、だから市内の中小業者についても大いに拡張をする、あるいは今ある現場よりまた別に移動をしてさらに企業をふやしていただきたいと思うんです。そういうところも対象になると思うんです。

だから、そういうところも思い切って努力をしてもらうようにすべきことが豊後高田市の真の発展につながると思うんです。

よって、市長、そういう対象を市内においても増設、新設、増設のほうが多いと思いますけど、新設

も含めて、どれぐらいが対象に上げられるのか、それは相手次第です。投資額の1割の助成で最高3,000万ですから、土地を買ったり、あるいは造成したりも要るので、それぞれ交付金がつくんですけれども、一番問題なのは、私どもは企業が大きく成長してもらいたい、雇用をふやしてもらいたい、しかも正規雇用で地元の人を働かしてもらいたいから意見を述べているんですけれども。

市長、問題になるのは対象の問題なんです。対象を整理しますと、市内でこの奨励金の対象になるのを、どれぐらいの企業を事業所と見るのか、それから、市外から豊後高田市に誘致をしていくか、それをどれぐらい見るのか、その辺を説明してください。今の認識です、現在どう思っているのか。

カメラは執行部席を映してもらえませんか。何しよるかわからんやない。今、議員が映っているので、執行部席を映してください。私が質問したんだから。答弁側を映してください。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 大石議員の再質疑にお答えいたします。

対象企業、市内、市外含めてどのくらいあるのかというご質問ですが、今回の条例は、企業誘致を進めるために、どういった対象で、制度をまずつくるといふ条例であります。どういう対象になるか、奨励金の内容等を決めています。

実際の対象となる企業は、申請があった段階で補正予算を組みまして、また議会に提案するような形になりますので、その時になれば判明いたしますが、現時点では対象企業が幾つかという数字は把握しておりません。

そしてもう一つ、残り中核工業団地が何区画あるかということですが、残区画は4区画で、面積はトータルで約6ヘクタールであります。

そして、対象となる企業ですが、中核工業団地だけを対象としたこの条例ではありません。市内全域で新增設する企業が対象でございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) もう一度質疑いたしますが、私が質疑したのは、課長、あと新設されるような工場用地がどれだけ残っているかというのは、中核工業団地だけじゃないんです、質疑したのは、今、中核工業団地の4区画約6ヘクタールというのは、それはわかります。

ほかのは全部埋まっているのかどうなのかということを知っているんです。新設する企業が、豊後高田市には4区画しかないんですか、まだ、これだけ条例つくったら10区画も20区画もあるのかと。

宇佐なんかは工業団地を拡張するというのでやっています。高田においては、今のところは4区画だけなんですかということを知っているんです。あとはないんですか。それが1つ。

それから、もう一つの増設については、今のところ申し出があるかないかといったら、まだ今問い合わせもないわけだから、こちらの見方のことを言っているんです。

相手のことですから申請するかどうかはわかりませんが、我々は幾らでも企業が増設してほしい、あるいは新しい企業が高田に入ってきてもらいたいわけですよ。そうするのであなた方が見た場合に、中核工業団地の中でもあと何社ぐらいは増設できるのかなち、だって、市の総合計画の中にも増設させると書いちゃじゃないですか。

だから、せめてどれぐらいは増設してもらいたい、市内の中小企業者についてもどれぐらいは増設してもらいたい、あるいは雇用をふやしてもらいたいというぐらいのことを考えはないんですか、この考え方を聞いているんです。ないですか。

だから、そういう人たちにもぜひこれを利用してもらいたいということで提案したんだという組み立てじゃないんですか。普通、市長、それに答えてください。

○議長(安達 隆君) 市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) それでは、私からご質疑にお答えいたします。

中核工業団地だけではなくて、各企業さんに増設してもらいたい、それは言っていますし、これからも言うつもりであります。

それから、工業用地の話ですけど、これは全地域です。そしてまた、提供したいというところもありますし、また、今言っていないところで、こういうところでやりたいと言えば、それはそこを対象にしてやっていけばいいと思っています。

だから、中核工業団地だけではなくて、市内全体の中で、ここに工場を作りたいと言えば、そこへ対象にするという、だから市内全体で工業用地としてしたいところは、ちゃんとそれなりに補助金も差し上げたいと、そう思っております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 今、市長からありましたけど、それは当然そうなんです。その上を聞いているんです。この条例の趣旨は読んだら私わかります。普通、議員だったら誰でもわかるでしょ。（○12番（河野徳久君）もう4回目。）

○議長（安達 隆君） 大石議員に申し上げます。

申し合わせの発言回数に達しましたので……

○18番（大石忠昭君） 違いますて……

○議長（安達 隆君） 次の項目に移ってください。

○18番（大石忠昭君） 違います。移ります。だから指摘をしているだけです。質問をしていないでしょ、今。（○12番（河野徳久君）質問4回じゃ。）

だから、次は、今の59号議案の第2項目めもいい、3項目めに行きます。いいですか。だから、市長、質問の趣旨に答えてください。

3番目のところは、大分合同新聞、ここに持っておりますけど、8月31日付で、あなた方が記者会見で発表したからこういう記事になったと思うんですけど、最高で限度額1億円をもらえると書いてあるんです。市民から3人問い合わせがありました。1億円も市の補助金を出して、そんなお金があるのかということで、そんなに出したら取り戻しができるのかというのが市民の声なんです。

だから、中津はどうしたんだろうか、宇佐はどうするのだろうかということで私なりに調査をいたしました。

中津の部長の答弁も、会議録を持っておりますけども、よく勉強しているなと思いました。モデル企業を上げてちゃんと調査した結果こうなると、答弁を読み上げてもいいけど、すごいと思いました。勉強をしていますよ。

だから、改めて今聞きたいのは、あと30分ありますから、市長、私はこの条例に反対の立場から議論をしておるのではないんです。市の地域振興、産業振興を目指す、そして市民がいい条件で働く場所を確保してもらいたい、給料ももらってもらいたい、そういう立場から議論をしているんです。

だから、条例をつくった、これは遅ばせながらつくった、合同も書いている、高田が1番じゃないんです。遅ばせながらつくった条例なんです。しかし、内容は1番、トップクラスと書かれているんですけど、トップクラスでもないです。

そこで、3番目に聞きたいのは、実際に1億円もかけて市が一般財源から補助金をすることによって、

その企業を例えて最高それが何と書いています。市民はそう思うでしょ。その時に1億円も市の一般財源から交付金を出した場合に、市のほうに税金などはどういう形で今後還元されてくるというようになるのだろうかというのは、我々議員は知る必要があります。

だから、その辺はどう見ますか。1億円というのは、これはうそじゃないんですよ。

一般財源というのは、ほかのいろんな事業、例えば恋叶ロード、栗嶋さまの問題とかいうのでも、交付金を使って国から100パーセントの予算がありますけども、この補助金については全部一般財源でしょ。そうじゃないんですか。だから、還元はどうなるんですかというのが市民の関心の下でするので、市民に分かるように説明してください。

以上です。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、大石議員の再々質疑にお答えいたします。

具体的な回収年数という質問ですが、先程答弁の中で申し上げましたとおり、投資内容の規模等によって全て異なりますので、内容が。計算上は不可能でございます。

先程答弁のとおりでございますが、いろんな波及効果があって、充分、経済効果を含めて回収できるものと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 具体的な答弁ができないわけなんですけど、中津と大きな違いなんです。改めて中津の会議録をまた読み直してみてください。

よって、もう1回聞きますが、市民は新聞報道で知ったわけです。1億円となっているでしょ、だから、1億円も企業に出すのかなと、その財源はどうするんだろうかなと、もし、それだけ出したら、そういう投資効果はあるんだろうかなと、この疑問をもちます。

でも、中津の場合は、返ってくるんだと、そうなければいいがなと私は思っているから聞いているんですけど、あと、この問題最後ですから、財源的には、12月の補正予算になるのか、来年3月になるのか、見込みが出てきたら補正予算を組むと思うんですけども、この財源というのは、市長、全部一般財源と、国から、県からの補助金はないんだという理解でよいですか。

9月13日

そうなれば、今後、これによって固定資産税がどうなる、市民税がどうなるというような試算をして検討してもらい、あるいは、よそでは雇用3人以上じゃなくて、5人以上というところもありますから、5人以上をすとか、あるいは、高田は3,000万のところを2,000万というところもありますので、いろいろな検討が要ると思うんです。

奨励金を交付した以上は、今後の市の一般財源に貢献されるような形をとってもらえば市民全体が助かる問題だと思いますので、もう一度聞きます。明らかにしてください。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私からお答えいたします。

財源としては一般財源です。私ども今まで事業団が、そしてまた、県、そういうものの協力の下に中核工業団地を中心にやってまいりました。その結果としては、大分県でも5本の指には入る誘致ができております。

そういう中で、他市についてはそういうものがなくて、そういう今、我々がしているような条件を出してやっているわけでありませう。

私どもは今回初めてであります。そういう面で、他市と同じように、今回初めてそういう要件を出そうと、1億円がどうなのかというものはありますけれども、そんなに高い金を私ども出しているわけではありません。

そういう面で各市と並んだということで、それまでは事業団、そしてまた県からいろんなものを補助を受けて、こんなにたくさんの誘致ができています。それは大石議員が調べてみればわかると思います。県下でこれくらい誘致ができていのはそんなにあるものではありません。

そういうことの中で、また、こういうチャンスなので、先程も議員が言いましたように、私どもも一緒になって増設を頼むし、そしてまた、こういうところだからということで新設も問い合わせも来ていると、いいチャンスなんです。

だから、県下と同じようにやろうという、そういうことなので、それは誘致をする、大石議員もよく誘致をしよう誘致をしようと言っている、私どももその域でありまして、我々ほどこの豊後高田ほど誘致が進んでいるところはそんなにたくさんはないと、そう思っているところでございます。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） というように、市長が自画自賛しましたけど、任期あと1年の内に1社でもと言われたけども、見込みは立たんですから（○12番（河野徳久君）もういないで。）ぜひ、何で、何言いよるかね（いろいろ言わせんで下さい）議長。

○議長（安達 隆君） 申し合わせの発言回数に達しましたので、次の項目に移ってください。

○18番（大石忠昭君） 次に行っているから、次に行く前に一言ぐらい言ってもいいんじゃないですか。

そう議長、言うもんじゃないちゃ、前の人が早う終わっているんだから、2時間も3時間も質問させよと言ってないでしょうが、議長も2年目になったんだから、大物にならんといかんと思います。それよりは（○12番（河野徳久君）早う質問せんかい。）質問に明確に答えさせてください。

だから、今後、市長、条例、私も賛成しますから、今まで条例がなくても大分県一企業誘致ができたというのなら、さらに市長の任期もあとわずかになりましたけど、1社いい企業が入ったなというぐらい努力してもらいたいということを述べておきます。

次に、61号議案、62号議案を前の中尾議員があわせて質問しましたので、一緒に議長、質疑していいですか。別々がいいですか。別々でいきましょうか。

○議長（安達 隆君） 別々に。

○18番（大石忠昭君） 61号議案を先にやります。61号議案で、老人の憩の家、軽作業所などを廃止をする条例なんですけれども、廃止された後管理をどうするかということで、先程の答弁で、維持管理については地元已全部お任せすると、市とは手が切れるということはわかりました。

そこで、その上について質問していいですか、議長。

それで、地元、譲渡の関係もあります。だから61、62号同じ問題ですけど、維持管理については地元というけれども、実際地元の地縁団体を設立をして、そこが合意すれば無償譲渡をして、あと修繕については今年度中に修繕をしてもらうという答弁だったと思うんです。

それで、今後の維持管理については地元負担になるけれども、とりあえず無償譲渡した後の修繕については市が補助金を出すと、当初予算で予算を組まれて、限度額200万のようなんですけれども、普通この種の補助金というのは、事業費の9割だとか、8割だとか、5割だとか、3割だとかあるんです。100パー

セント出すというのか、5割なのか、7割なのか、9割なのか、その辺を説明してもらえませんか。

○議長（安達 隆君） 大石議員に申し上げます。

聞き取り内容になかったことなので、次に進んでください。

○18番（大石忠昭君） 議案質疑です。普通だったら、聞き取りとかなんとかじゃなくて、あるいは質問通告なしでやっています、どこでも。

私は、管理費についてと質問をしているんです。管理費については出さないという答弁がありましたから、今また、いいですよ、もう1回、出さないなら出さないで答弁してもいいんです。

その次に、出さないというんならば、何らかの見返りはどうかと、これから管理維持費がかかるでしょ、だから補助金を出すんだというんなら、補助金はどういう要領で出すんですかという、これが質問じゃないんですか。この質疑は認められないんですか。議長の裁量です。

こんなことがなかったら、議会は言論の府でしょ。市民はそのことを聞きたいんですよ。冗談じゃないです。答えさせてください。（○12番（河野徳久君）議長。）

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、河野徳久議員。

○12番（河野徳久君） 12番、河野徳久です。今、大石忠昭議員が質疑中ではありますが、執行部に議案質疑も通告して、それに沿った答弁をいただくということを、大石忠昭議員も入られている議会運営委員会で申し合わせております。だから、聞き取り時になかったことにつきましては、やはりご遠慮していただくのが、私たちの議会のルールと思います。その点を議会運営委員長なりに確認して議長、判断していただきたいと思っております。（○18番（大石忠昭君）議長、議事進行。）

○議会運営委員長（土谷信也君） ただいま河野議員が言われたとおりでございますので、その取り決めに沿って進めていただきたいと思います。

○議長（安達 隆君） わかりました。（○18番（大石忠昭君）議長、議事進行について、私も。）

大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 聞き取りが云々と言われま

したけれども、聞き取りは最初の質疑についての聞き取りであって、再質疑や再々質疑の聞き取りなどはないと思うんです。

私は、最初の質疑は管理費について質問をしたんです。管理費はこれで打ち切るというから、打ち切られたら、老朽化している施設を受け取っても困るからじゃないかと、そのために何をするかといったら補助金を出すというのが、前の人の議員で、答弁があったでしょ。だから補助金のことについているのは、そこまで聞き取りをしなければ議会は質疑できないなどということは日本中ありません。

そんな取り決めは議会運営委員会でしたことはありません。

だから、議長の取り計らいをお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 大石議員に申し上げます。

質問が通告のない事項にわたっておりますので、注意してください。

次の項目に移ってください。

○18番（大石忠昭君） 何項目め。

○議長（安達 隆君） 次の項目に移ってください。

○18番（大石忠昭君） 最終的には、議事運営は議長の権限ですから従いますけど、やっぱり議会というのは市民の立場で、時間制限がありますから、時間いっぱいには市民が理解できるように質疑や、そして答弁を保障せんといかんと思うんです。

次に行きます。

次は、質問は、皆さんに出している文書では、現在、老人憩の家などとして使用している施設の内、一部だけを無償譲渡する議案が提案されているが、他の施設との整合性についてどうあるかという質問です。これに答えてください。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） それでは、第62号議案の無償譲渡を行う4施設以外の施設の取り扱いについてのご質疑にお答えします。

先程中尾議員のご質疑にお答えいたしましたように、譲渡に際しまして、自治会等で地縁団体を設立していただく必要があることから、すでに自治会等で地縁団体の設立及び無償譲渡の合意を得られた4施設について、今回ご提案させていただいたものであります。

その他の施設につきましてもすでにご説明を差し上げておりますので、引き続き自治会等でご協議いただき、合意を得られましたら無償譲渡を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 実際に今回提案されているような無償譲渡をする施設、あなた方が今後考えられる施設を何施設というように考えておるのか。

市の条例を私持っていますけれども、全部施設名が入っています。それプラス同和集会所なるものが条例で4カ所あります。これなども含めて今後この62号議案の対象になるようなことを考えているのかどうかも含めて説明してください。

それから、無償譲渡をしたところとしないところの関係で、今のところを4件無償譲渡するんですけど、しないところについては、これまでどおり、市と地元で管理協定を結んでいます。この協定は生きていますので、これからも無償譲渡をしなくても、これまでどおりは利用できるというように判断してよいのか。

それよりは無償譲渡をしたほうが地元にとって有利な面があったら明らかにしてください。

有利な面というのは、今、無償譲渡をすれば、上限200万円の修繕の補助金を交付するということが含まれると思うんです。そうすると、譲渡というのは本年度末、来年3月末までなのか、まだそこまでも地縁団体を結成することができない、あるいは、地元のあくまでも合意となっていますから、地元の合意ができない、来年にずれ込んだ場合でも、この対象は考えられるのか。その辺も明らかにしてください。

○議長（安達 隆君） 大石議員に申し上げます。

質疑は、議題の範囲内でお願いいたします。公民館は公民館であり、集会所は集会所であります。別個のものであります。

以上です。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） 大石議員の再質疑にお答えします。

今回の廃止条例につきましては、老人憩の家等の施設に関してのものでございます。

次に、しないところとしたところの管理委託契約はどうかということでございますけれども、引き続き、移譲しない場合は、その管理委託契約の中で、これまでどおり使用していただく形にはなろうかと思えます。

しかしながら、先程議員からもお話があったように、譲渡に当たりましては、改修の補助金等々があ

りますので、こういった補助金を有効にご活用いただきながら、本年度だけではなく、引き続き自治会の中でご協議をいただいて、合意を得られたところは譲渡を行っていききたいと、今後も行っていききたいと、そういうふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 今明らかになったように、本年度末ではなくて、年度を超えても地元で条件を整えば、いわゆる地縁団体を結成する、無償譲渡の合意を、貸し付けるということです。そうすれば修繕の補助金は出しますよということです。

その修繕の補助金というのは、上限200万と思うんですけれども、今言うた割合については100パーセントなのか半額か、何割かというのは述べてもらえませんか。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） 修繕価格の補助金につきましては、200万円を上限に自治会のご負担なしで負担をさせていただきたいと、そういうふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 61号議案では答弁もらえませんでしたけれども、今、62号議案の質疑では、私が予定しておりましたように、はっきりと市民の前に、修繕は200万円を上限で当初予算に組んでおりますが、補助金を出しますよということですから、これは市民の皆さん周知することが大事だと思いますし、これは地縁団体をつくったり、あるいは合意達成に向けてのいい条件だと思いますので、徹底してもらいたいと思います。

最後になりましたが、報第5号の公用車と職員の事故による示談の問題なんですけれども、この種の事故が何件も起こっておりまして、その都度、今後これを教訓にしてなるべく事故を起こさないようにということで指導監督していると思うんですけど、繰り返されておるんですけども、私は、今度の事故については職員のミスだけの問題ではないなと思ったもんだから、資料として図面を要求したんです。

私も、最近は行ってないんですけど、よく隣保館に行っておりました、10年も前です。そうしますと隣保館については駐車場の両方に木が覆い茂っておりまして、いわゆる敷地面積は広いのに、車をとめる、あるいは通行できる位置というのが狭いんで

す。いつか事故が起こると私は思っておりまして、当時から。

二、三日後も現場を見てきましたけど、年々木は広がるばかりなんです。その隣は田んぼ、田んぼのほうは切っています。だけど、駐車場のほうが広がっているから、駐車場がいっぱい使えないんです。

公共施設で、しかも隣保館というのは、同和対象者だけでなく、広く一般市民に使えるように全国でなりました、法律で変わりました。

だから、この際、樹木を伐採すべきだと思います。あの樹木があるために誰か喜んで人があるかと思ったら、ないと思います。隣の田んぼの方も影になって困るぐらいだと思います。

伐採して、今後事故を起こさないように、誰も注意せいかんけれども、客観的に見ても事故が起こらないような駐車場を建設することが先じゃないかと思うもので、私は、質問は、何て出しているかという、これこそ聞き取りの時のこの意見述べています。

だから、事故はどうだったのか、ところが課長が、単なる、これだけは職員のミスです、ミスですとこういうことを強調しておりました。

それで、図面でははっきりしないのは、公用車の位置はわかりました。相手の車というのもわかりましたが、この駐車場の中には、相手の車が1台と公用車が1台、この広い駐車場には2台しかない中で起こった事故なんですか。

事故の概要が、これだけ損害弁償をするわけですから、どういう事故であったのか、本当にあなたが言うように、これは市長ではなくて担当課長でいいですから、どういう事故だったのか、なぜ起こったのか、どうすればこういう事故を防ぐことができるのか、今後こういうことを繰り返さないかと思うんです。

しかも、これは職員同士の事故になったわけですよ。それを市民にわかるように説明してください。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 報第5号公用車事故による損害賠償の額の決定に係る質疑にお答えいたします。

まず、職員の不注意により、昨年の第3回定例会以来となる今回の報告案件になりましたことにつきまして、議員各位、関係者、そして市民の皆様へ深くおわびを申し上げます。

今回の事故の概況でございますが、当日は強い雨

でありましたことから、職員が公用車を隣保館の玄関に横づけし、搬出する荷物を積んだ公用車を後退させていたところ、後方に駐車してあった相手方の車に気づかずに接触し、右側後部側面を損傷させたものでございます。

この原因といたしましては、悪天候により後方の視界が悪かったようでございますけれども、明らかに職員の不注意、確認不足によるものだと思っております。

職員による公用車事故は、平成25年から26年にかけて相次ぎましたことから、再発防止のため、交通安全研修、課長会等での周知徹底、公用車への確認シールの貼付などにより、交通安全意識の高揚に努めてまいったところであります。

その結果、事故の件数は減少してきておりますけれども、職員には引き続き、公用、私用を問わず交通安全の取り組みを徹底してまいりたいというふうに考えております。

それから、先程議員がおっしゃいました隣保館の施設の件でございますけれども、ここ数年は駐車場の中はきちんと剪定されておまして、駐車場用地が減っているということはございません。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 議員の皆さんには、現場の見取り図が配付されておりますけれども、私が指摘しましたこの図でいきましたら、公用車が施設からバックで出てきた。相手方の車が1台あるところにバックで接触したという図面です。

ほかに車はなかったんですかと聞いている。何もなくて、ただ2台だけですか。この施設の職員などの車も全然なくて、ただ1人の職員の車にバックでぶつけたというだけの事故なんですかということを聞いているんです。説明がないです、それ。

雨が降って見通しが悪かったというのはわかりました。

樹木について剪定しているから問題ないということなんけども、問題ないと思いますか。もっと広くないと、駐車したお客さんでもUターンしにくい状況があるでしょ。あの樹木を、必要だから植樹したと思いますけど、実際に、駐車場用なんです。駐車場にあれだけの樹木が必要はないというふうに私は判断します。

それよりは、事故を起こさない安全対策をとるほうが、これは職員だけでない、市民が利用している

9月13日

んですから、隣接の田んぼの皆さんも、伐採してもらったほうが、それは喜んでいただけると私は確信をしております。それは検討してもらえませんか。市長、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 大石議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、資料でお示ししています図の中にほかの車が入っておりませんでしたけれども、これは図で示しております相手方車の、図で言いますと右横です。ですから、事故が起こった場所よりも奥のほうにほかの職員の車はとめてあったということでございますので、その分は割愛をさせていただいたところがあります。

それから、樹木の問題でございますが、木の剪定はまいとしきちんとさせていただいております。

そして、駐車場用地は、ここの敷地内でできる限り確保しているところでもありますけれども、議員さんそうおっしゃいますので、現場については、樹木の扱いについては今後検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） その説明を、車が何台おったとなったときに、一番向こうの車が、特別尻が出たおったということは、尻が出たほうが問題になるということになるでしょ、ほかの車に当てなかったということなら。

だから、ただ、私はどの職員が事故を起こしたか知らないけど、職員だけの問題じゃないと思うので、私の計算では、樹木を伐採すれば駐車場がもう2.5メートル有効に使えます。その奥には全部フェンスがあります。フェンスが全部ありますから、木を切れば市民の安全、職員の安全になりますので、そうしてもらえたら、もう一度答弁をお願いします。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 大石議員再々質疑にお答えをいたします。

この相手方の車は駐車場の枠にきちんとおさまっておりますので、公用車でぶつけたほうが枠の中

に侵入したということになります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第58号議案から第62号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2、決算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。第63号議案平成27年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第64号議案平成27年度豊後高田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議会選出による監査委員を除く17人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、第63号議案平成27年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第64号議案平成27年度豊後高田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議会選出による監査委員を除く17人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算審査特別委員会委員の方々には、本日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開きますので、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、あす午前10時に再開し、一般質問を行います。

なお、あすの一般質問は6人を予定していますが、場合によっては変更することもございますので、あらかじめご了承願います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安達 隆

9月13日

豊後高田市議会議員 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 大 石 忠 昭